

## 風しん抗体検査 実施機関事務マニュアル

大分県福祉保健部感染症対策課

令和 4 年 4 月 1 日

### 第 1 検査に関する事務

#### 1 受検までの流れ

- (1) 検査希望者は、県庁ホームページを見るか、保健所（部）へ問い合わせをし、実施機関を確認します。
- (2) 検査希望者は、あらかじめ実施機関に電話等により、検査の予約を行います。

#### 2 検査当日の流れ

- (1) 実施機関は、検査希望者に対して「風しん抗体検査問診票（別紙様式 1）」に必要事項を記入するよう指示してください。
- (2) 実施機関は、検査希望者が記入した「風しん抗体検査問診票（別紙様式 1）」に記載された住所及び氏名について、健康保険証等で確認後、問診を行ってください。
- (3) 実施機関は、検査希望者が検査の実施について同意したこと、検査対象者であることを確認した後、問診票に検査該当者であることを記入したうえで、採血を行ってください。

#### 〈対象者〉

- ① 妊娠を希望する女性
- ② ①の配偶者などの同居者
- ③ 抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者

ただし、過去に風しん抗体検査を受けた結果、十分な量の抗体があることが判明し、風しんの予防接種を行う必要がないと認められる者は除く。

※風しんの第 5 期の定期接種対象者（1962（昭和 37）年 4 月 2 日～1979（昭和 54）年 4 月 1 日生まれの男性）については、この年齢を対象とした風しん抗体検査事業（市町村が実施主体となります）に基づき実施してください。

- (4) 実施機関は、検査結果を本人に告知する日程を調整してください。

#### 3 検査について

- (1) 風しん抗体検査は、原則 H I 法で実施してください。  
診療報酬（医科）に定める「ウイルス抗体価（定性・半定量・定量）」を請求できる検査方法としてください。

なお、検査試薬の不足等により、HI法での検査ができない状況において、県又は大分市が認めた場合は、「グロブリンクラス別ウイルス抗体価」(EIA法)での実施も可としますので、事前に御連絡をお願いします。

## (2) 結果の解釈

(参考：平成26年2月25日厚生労働省通知)

HI法	EIA法(*)	解 釈
8倍未満	陰性または判定保留	免疫を保有していないため、風しん含有ワクチンの接種を推奨する。
8倍・16倍	陽性 (EIA 価 8.0 未満 又は 国際単位①30IU/mL 未満、 国際単位②45IU/mL 未満)	過去の感染や予防接種により風しんの免疫はあるが、風しんの感染予防には不十分である。そのため、感染によりお腹の赤ちゃんなどへ影響が生じる可能性がある。 確実な予防のため、風しん含有ワクチンの接種を推奨する。
32倍以上	陽性 (EIA 価 8.0 以上 又は 国際単位①30IU/mL 以上、 国際単位②45IU/mL 以上)	風しんに対する免疫は、現時点では、十分と考えられる。風しん含有ワクチンの接種は、基本的に必要ない。

(\*) EIA 価はデンカ生研社製、国際単位① (IU/mL) はシーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社、極東製薬工業株式会社、国際単位② (IU/mL) はシスメックス・ビオメリュー株式会社、バックマン・コールター株式会社製の風しん IgG 測定キットを使用した場合の判定基準である。

## 4 検査結果告知日の流れ

- (1) 実施機関は、検査結果を「風しん抗体検査結果通知書 (別紙様式2)」に記入してください。
- (2) 実施機関は、受検者の本人確認を行った後、「風しん抗体検査結果通知書 (別紙様式2)」を渡して、検査結果に対する説明を行ってください。

## 第2 請求事務の流れ

### 1 請求に必要な書類

- 風しん抗体検査問診票 (別紙様式1) の原本
- 風しん抗体検査実績報告書 (別紙様式3)

### 2 提出先

〒870-0022

大分県大分市大手町2丁目3番12号

大分県国民健康保険団体連合会

電話：097 (534) 8470

### 3 提出方法

月毎の集計を行い、月末締めで、翌月の10日までに提出してください。

なお、集計の際は、「住所地が大分市以外の受診者＝大分県分」及び「住所地が大分市の受診者＝大分市分」に振り分けて記入してください。

※提出書類の押印をご確認ください。

### 第3 検査の結果、抗体価が不十分であった者の取扱い

別紙様式2による結果説明を行う際に、風しん予防対策や予防接種の必要性について十分な説明をしてください。

### 第4 様式

- ①風しん抗体検査問診票（別紙様式1）
- ②検査結果通知書（別紙様式2）
- ③風しん抗体検査実績報告書（別紙様式3）

①～③の様式については、県庁ホームページに掲載しております。